

第 2 1 7 回長野県私立学校審議会議事録

- 【日 時】 令和 6 年 1 2 月 2 6 日（木） 1 3 時 3 0 分から 1 5 時 4 0 分まで
- 【場 所】 長野県庁議会増築棟第 1 特別会議室
- 【出席者】 内川小百合会長、天田淑江委員、石澤裕治委員、倉科正豊委員、
小林資典委員、戸枝智子委員、松澤雅子委員、柳原哲夫委員、
山岸建文委員、山口文委員
(オンライン出席) 金山美和子委員、百瀬真希委員

1 あいさつ

○池田県民文化部次長兼参事

県民文化部次長の池田でございます。本日は、年末の大変お忙しい時期に私立学校審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃から県行政の推進にご協力を賜りますとともに、私学振興のため格段のご尽力を賜りまして、重ねて感謝申し上げます。

当審議会ですけれども、本県の公教育の充実に大きく期待されております私立学校の設置、廃止などの重要事項についてご審議をいただいております、本日は本年度第 2 回目の開催となります。

10 月 31 日に開催しました前回の審議会では、長時間にわたり熱心にご審議をいただきまして、ありがとうございます。諮問案件 11 件全てについて認可もしくは承認して差し支えない旨の答申をいただきまして、それに基づき、認可及び計画の承認を行わせていただきました。

本日の審議会では、前回の一次審査で承認いただいた 2 校に関する私立学校等の設置の二次審査のほか、私立高等学校の広域通信制課程にかかる学則の変更についての計 5 件を諮問させていただきます。

二次審査にあたり、戸枝委員並びに山岸委員におかれましては、現地に足を運び調査を行っていただきまして、ありがとうございます。

本日は、現地調査の状況をご報告いただきまして、各委員の皆様にご審議をいただきます。また、開校から 3 年目までの私立学校等の状況をご報告させていただくほか、「私立学校等の設置等に関する審査基準」や「通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に係る審査基準」等の改正案についてご意見を賜りたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

2 会議事項

○事務局（樋口私学・高等教育振興幹兼課長補佐）

それでは、会議事項に入りたいと思います。本日の会議は、委員定数 12 名のところ 12 名の委員の皆様に出席していただいておりますので、本審議会運営規則第 4 条の規定によりまして、過半数の要件を満たしており、審議会が成立しておりますことをご報告いたします。なお、この後の議事進行でございますが、議長は会長が行うことになっておりますので、これより議事の進行を、内川会長にお願いいたします。

○議長（内川会長）

議長を務めさせていただきます内川でございます。会議進行について、皆様、ご協力どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議事項は、お手元に配布されております会議次第のとおりでございます。なお、本日の議事録署名人を松澤委員と柳原委員にお願いいたします。

まず、会議事項（1）の諮問事項を議題といたします。

お手元に諮問事項という資料が配布されておりますが、今回、長野県知事から私立高等学校の課程の設置など 5 件が諮問されております。

この諮問事項の順に従い審議をお願いいたします。

松商学園高等学校通信制課程

○議長（内川会長）

それでは最初に、諮問事項の私立高等学校通信制課程の設置の二次審査を議題とします。資料 1、松商学園高等学校について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（丸山課長）

事務局の県民の学び支援課長の丸山でございます。

それでは、資料 1 をご覧ください。松商学園高等学校通信制課程の設置についてでございます。

前回、10 月 31 日の私立学校審議会におきまして一次審査をしていただきました。本日は二次審査でございます。この間、11 月 27 日に戸枝委員に現地調査を行っていただいておりますので、後ほど戸枝委員からご報告いただきます。

私からは資料に沿いまして、一次審査からの変更点を中心に概略をご説明させていただきます。まず 1 ページの 1 設置の趣意ですけれども、資料 1 の 9 ページ、設置趣意書をご覧くださいと思います。

9 ページでございます。変更点がございませんので振り返りということになりますが、前

回、申請者から直接口頭でご説明いただいたとおり、「建学の精神である「自主独立」を基盤とし、125年の実績で培った伝統ある普遍的な教育の価値観と、最新の教育技術を融合させ、生徒一人ひとりの個性を尊重し、未来に向けたキャリア形成を行う新しい場として、高大連携型の狭域通信制課程をこの地域に提供することとした。このことを通じて、誰一人取り残されない教育機会の提供と多様性を尊重した将来の地域社会を支える新たな人材を育成し、地域に貢献する」ことを目的としております。

恐れ入りますが、資料1の1ページにお戻りいただきたいと思っております。2 学校概要の(3) 教育区域、(4) 位置、(5) 開設時期に記載のとおり、現在全日制の普通科及び商業科が開設されている場所に、令和7年4月に長野県を教育区域とするいわゆる狭域の通信制課程を開設するものでございます。

この松商学園高等学校通信制課程は、同じ学校法人が運営する松本大学の校内に面接指導等実施施設である新村キャンパスを設置することで、中学校時代に様々な事情から学校に馴染めず学校に通えなかった生徒たちも含め、高大連携を通じた異年齢間の交流を図り、登校への不安、負担を軽減するとともに、個々の生徒に合った学びの提供を行い、地域の教育機関ならではの生徒との強い結びつきを形成していく予定とのこととございます。

なお、一次審査からの変更点でございますが、4ページをご覧ください。(6) 校具、教具、図書及び備品につきまして、前回の審査の際には図書の数量を51,188としておりましたが、正しくは53,062でございますので、訂正されております。その他、校具等には変更がなく、図書も含めて全日制課程と共用となります。

その他の点については、一次審査時から変更はございません。私からの説明は以上でございます。

○議長（内川会長）

はい、ありがとうございます。この事項については、戸枝委員に現地調査を行っていただいておりますので、委員から報告をお願いいたします。

○戸枝委員

はい、よろしく願いいたします。

11月27日に、事務局と松商学園高等学校通信制課程の開設に向けた準備状況について、現地調査を実施いたしました。

学校側からの説明は、松商学園高等学校の長野校長、丸山教頭からしていただきました。

松商学園高等学校は、現在、松本市県3丁目6番1号に普通科と商業科を設置する全日制課程があり、5月1日現在、在籍生徒数は●●名ということでした。

面接指導等実施施設である新村キャンパスは、松本市新村2095-1の松本大学の中に設置する予定であるというご説明をいただきました。

余談ではありますが、松商学園高等学校は誰もが知る歴史ある高等学校です。私は外観は

知っていましたが、今回、中に初めて入らせていただいて、歴史を感じる重厚な佇まいで、よく磨かれた木の床と文化財としても貴重な建造物であるということを実感いたしました。このような校舎で日々学校生活を送ることができる生徒にとっては、とても素晴らしい高校生活になるのだなというように思いました。

さて、本校では、全日制課程と特別教室、体育館及びグラウンドを共有するとともに、同窓会で使用した施設を、4月以降は通信制の自習室や教室として専用に使えらるということになります。また、通信制課程の生徒のスクーリングは主に新村キャンパスで実施する計画となっており、通信制課程の設置に伴い新設する建物は無いということでした。

通信制専用で使う建物は2階建てのもので、1階と2階を教室として使用するということをお聞きしました。スクーリング等のために通信制の生徒が本校に登校した場合は、1階にある一室を職員室とし、生徒が登校した場合は職員室で登校の報告をするということを説明していただきました。

特別教室は、どの教室も十分な広さと設備が整っていると同時に、充実した教材、教具が整えられ、理科室及び情報科室はそれぞれ複数設置されておりました。

図書館についても、全日制の生徒の授業時間中にも通信制の生徒が利用することができるということで、図書館の司書教諭が対応可能ということをお話しいただきました。

また、通信制専用の施設が本校校舎と独立しているため、平日に登校しても全日制の校舎内を通ることなく、建物の中にアクセスできるということになっておりました。

通信制の時間割は、全日制の時間割から時間を10分遅らせて組むように調整していることで、全日制の生徒と動線が別になるように工夫されております。

1点気になったところとしては、通信制専用の施設から特別教室へ移動する際、屋根がない屋外を通り階段も昇り降りがあるということで、雨や雪の日など薄暗くなった時期に生徒が安全に移動できる何らかの手立てが必要になるのではないかとこのように思いました。

松商学園高等学校での説明を受けた後に、新村キャンパスに移動して引き続き説明を受けました。新村キャンパスは広々とした敷地と大学ならではの開放感に溢れた施設でした。松商学園高等学校の歴史ある重厚な施設と、新村キャンパスの広々とした開放感のある雰囲気は全く別のもので、通信制の生徒たちはその両方を利用できるということも、個々の生徒にとっては嬉しいことではないかと思われました。

キャンパスの5号館の3階スペースを松商学園高等学校通信制課程の専用のフロアとし、自習室、面談室、職員室及び複数の普通教室が確保されており、どの部屋も十分な広さと設備が整っておりました。新村キャンパスでは、通信制の専任の教職員が2名常駐するという計画だということです。

大学の図書館も通信制の生徒が利用することができるということもご説明いただきました。立地上、新村駅から徒歩2分という距離にあり、通学にも支障はないと思われます。教育内容として、ICT教育として今後メタバースキャンパスの活用を考えており、特別活動の枠の中で行うことを検討中ということでした。

もう 1 つ特徴的なのは、高大連携ということで、通信制課程の生徒が大学生のボランティア活動等と一緒に参加することができ、日常から異年齢間の交流を図ることができるように計画しているということをお聞きしました。このように松本大学は地域づくりに力を入れている大学でもありますので、こうした高大連携の利点を遺憾なく発展させていただきたいと思いました。

また、今後は、松本大学教育学部の学生による通信制に通う生徒の学習サポート等も検討しているということをお聞きしました。進路においても就労支援を行っていくとともに、新村キャンパスに通うことで生徒が進学等の意識を前向きに持ってもらえるようにしていきたいということでした。

生徒数の見込みについてですが、松商学園高等学校全日制課程からの転校はほぼ見込んでおらず、中学校からの新入生が中心となるという見込みとのことでした。すでに説明会を実施しており、10 月には●●家庭ほどの参加があり、その参加者のうち不登校などの事情を抱えている生徒は●●●●ということでした。また、現在も中信地区の中学校を中心に相当数の問い合わせがあるということです。

教員の状況もお聞きしましたが、通信制の設置を見据え、令和 7 年度は 5、6 名の全日制的教職員を新規で採用し、全日制的常勤の教員を増やすことで、現在いる全日制的教員が通信制の専任または兼任となる場合に負担が軽減できるように対応を考えているということでした。

まとめですけれども、全日制課程と共有する施設設備については申し分なく、すでにスクーリングを行う新村キャンパスにおいても十分な教育活動ができると思われました。

松本大学の施設を利用した面接指導等実施施設や取組を目的としており、他の通信制高校にはない付加価値の高さから、多くの生徒が入学や見学を希望するのではないかとこの可能性も感じました。

教育環境は十分に整っており、羨ましい限りでした。不登校経験を持つ生徒たちの課題は、学びの機会の損失、多様な体験活動や人との出会いの損失、それによって自己肯定感、主体的な行動する力が低下してしまうことだと考えていますが、松商学園高等学校の通信制は、それらの力を取り戻す機会を多く提供できるのではないかと思います。そして、さらに飛躍できるような学びの場になっていくのではないかと感じました。生徒が増えれば経済的に安定はしますが、それよりも大切なことは学びの質の保証であり、特に松商学園高等学校通信制課程は、中学校で不登校を経験した生徒が多く通う見込みであることから、学びの質の保証ができるような体制をしっかりと準備していただけたらと思います。

ここで重要なのは、個々の生徒に丁寧寄り添いながら、生徒の可能性を信じ、ファシリテートして、安心安全の居場所や生徒の出番となるような体験につないでいく先生をはじめとした人の存在が重要だと思います。どの学校にとっても大きな課題ですけれども、その個々の生徒の最善の利益とは何かを考えて、職員や大学生、在校生の不登校理解を深めるような研修なども実施しながら準備を進めていただきたいと思います。

以上、令和7年4月に向けた準備は整っており、松商学園高等学校は通信制を設置するに支障はないと現地調査において確認することができました。

私からの報告は以上となります。ありがとうございました。

○議長（内川会長）

戸枝委員、ありがとうございました。只今の事務局からの説明及び戸枝委員の現地調査結果について、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いいたします。はい。では、小林委員お願いします。

○小林委員

先ほど、事務局からの説明の中で、4ページの少し図書の数が変わったという点なのですが、今の戸枝委員の報告の中で松商学園高等学校にも専用の空間が用意されるということで、こういう教具等は基本的に全部全日制課程と共用と備考欄にはありますが、実際に専用の施設があるとするならば、専用部分と共用部分の区別は必要ないのかということ、それから、新村キャンパスは少なくとも全日制課程は使っていないはずですので、基本そこは大学側から移管されるとすれば専用の部分になるので、十分な数を用意されていると思いますが、本当にこれで大丈夫なのかという点だけ確認をしたいと思います。

○事務局（丸山課長）

今、小林委員からご質問いただきました点について、4ページ（6）は本校の校具等について記載をされているものになります。ご指摘いただきましたとおり本校全日制課程の中にも専用の教室を設けるとい点がございます。全日制課程と共用する施設についても、専用の備品がないのでこのような記述となっており、差し当たって問題ないと思います。なお、面接指導等実施施設については、この（6）には含まれてはございません。

○議長（内川会長）

はい。では、その他のご質問、ご意見ございますでしょうか。他にご意見等なければ、松商学園高等学校通信制課程の設置について認可して差し支えない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

○委員

異議なし

○議長（内川会長）

ありがとうございました。それでは、認可して差し支えない旨答申することといたします。

信州クラーク高等学院

○議長（内川会長）

では、次の諮問事項ですが、私立専修学校の設置の二次審査を議題とします。資料 2、信州クラーク高等学院について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（丸山課長）

それでは資料 2、信州クラーク高等学院についてご説明をいたします。

こちらも、前回 10 月 31 日の私立学校審議会におきまして一次審査をいただき、本日は二次審査でございます。この間、11 月 20 日に山岸委員に現地調査を行っていただいておりますので、後ほど山岸委員からご報告をいただきます。

事務局からは資料 2 に沿いまして、概略をご説明させていただきます。

まず、1 目的でございますが、高等学校適齢期にふさわしい基礎的な知識と情報処理能力養成のための高等教育、さらには、将来、情報化社会で活躍できる商業実務能力習得の基礎教育を行い、合わせて職業訓練の基礎能力養成及び人格形成に必要な教育を行うことを目的としております。

2 名称から 5 設置者は記載のとおりでございます。振り返りになりますが、信州クラーク高等学院は、佐久市にある社会福祉法人山栄会が、上田市中央西にある 4 階建ての既存ビルを購入して、来年 4 月 1 日から開設する専修学校高等課程、いわゆる高等専修学校になります。

7 学校概要をご覧ください。(1) 課程等につきましては、昼間部の商業実務高等課程で、設置学科は総合学科、修業年限は 3 年。1 学年の入学定員は 40 人で、収容定員は 120 人の予定です。(2) 教職員ですが、開設初年度は教職員 16 名を予定しており、ご覧のとおり職種ごと基準を満たしております。また、完成年度も同様の人員の体制になる予定でございます。

なお、資料の 2 ページ以降も含め、10 月の一次審査時から内容に変更はございません。

私からの説明は以上でございます。

○議長（内川会長）

それでは、この事項については山岸委員に現地調査を行っていただいておりますので、山岸委員からご報告をお願いいたします。

○山岸委員

お願いいたします。11 月 20 日、現地調査を行いました。資料 2 に記載のとおり校舎面積等は設置基準を問題なく満たしているという判断をさせていただきました。

4 階建てのビルの 2 階、3 階、4 階を教室として利用するという計画でした。先ほど申し

たとおり、設置基準的には問題は全くありませんけれども、収容人数 120 名ということになりますので、各教室での収容者数 40 名では教室に机、ロッカー等を入れた場合にやや狭さを感じるのかなということをお伝えをしてきました。

それからもう 1 つ、開校が 4 月 1 日ですので、早く生徒募集を始めなければならない訳ですけれども、現地調査をさせていただいた段階では、まだパンフレットの方ができておりませんでした。恐らく各中学校等を対象として生徒募集をかけると思われますので、その際には、県民の学び支援課へパンフレットを送付の上、内容のチェックを受けてから生徒募集を始めたいというお願いをしてまいりました。

以上であります。

○議長（内川会長）

山岸委員、ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明及び山岸委員の現地調査結果について、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

特にご意見等なければ、信州クラーク高等学院の設置について認可して差し支えない旨で答申することとしてよろしいでしょうか。

○委員

異議なし

○議長（内川会長）

ありがとうございます。それでは、認可して差し支えない旨、答申することといたします。

I D 学園高等学校

○議長（内川会長）

次に、諮問事項の私立高等学校の広域通信制課程に関わる学則の変更を議題といたします。資料 3、I D 学園高等学校について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（丸山課長）

それでは、資料 3、I D 学園高等学校についてをご覧願います。広域通信制課程にかかる学則の変更でございます。

1 変更理由でございますけれども、4 点の変更でございます。後ほど、変更内容のところでご具体的な内容についてご説明いたします。

2 学校概要（3）教育区域は、長野県以下 14 府県がこの学校の教育区域となっております。（4）位置から（7）学則定員まではご覧のとおりでございます。

3 変更時期に記載のとおり、今回申請している学則の変更時期は令和 7 年 4 月 1 日でご

ございます。

2 ページをご覧ください。4 変更内容ですけれども、先ほど申し上げましたとおり大きく 4 点でございますが、まず（1）2 つの面接指導等実施施設を追加し、既存の一部施設の収容定員の見直し等の変更を図るものでございます。収容定員の総数に変更はございません。

まず、①新設する面接指導等実施施設は 2 箇所でございますけれども、表に記載のとおり、大阪天王寺サテライトキャンパスと水戸サテライトキャンパスの 2 か所の面接指導等実施施設をすでに教育区域である地域に新設をする予定でございます。それぞれの施設面積は基準を満たしております。

次に、②既存の一部施設の定員の変更でございます。先ほど申し上げました 2 つの面接指導等実施施設の新設に伴いまして、②の表に記載のとおり、横浜キャンパス、上田サテライトキャンパス、松本サテライトキャンパスの 3 か所の既存の面接指導等実施施設の定員を減員するものでございます。繰り返しになりますが、収容定員の総数に変更はございません。

③本校について学則に記載とありますが、これまで本校について学則での位置付けがなかったため、今回新たに記載をするものでございます。東御市にある本校を新たに学則上に記載をするという内容の変更でございます。以上が 4 点ある変更内容の大きな 1 点目でございます。

次に、変更内容の 2 点目ですが、3 ページ中ほどの（2）コースを新設し、一部コースの定員を変更についてです。

4 ページをご覧ください。4 ページの上表の左側でアンダーラインを引いてあるところですが、通学型について、大学受験特化コースを追加するものでございます。

また、下表に記載のとおり、大学受験特化コースの新設に伴い、総合進学コースの定員を減員するものでございます。総数の変更はございません。

続きまして、5 ページをご覧ください。変更内容の 3 点目ですけれども、（3）校納金の変更でございます。

令和 7 年度以降の入学生について、基礎費用と書いてある表のところですが、本校教育充実費の増額、それから、その下の各コース費用という表がございますけれども、その右から 2 番目の列、通学型教育充実費の増額を行うものでございます。加えて、先ほどコースの新設で出てまいりました大学受験特化コースの新設に伴い 費用を設定するものでございます。

最後に、変更内容の大きな 4 点目ですけれども、5 ページの下の方、（4）その他所要の変更でございますが、新旧対照表、左側の新しいアンダーラインの部分でございますけれども、長野県で実施しております私立高等学校授業料等軽減事業補助金を活用するための学則への位置付け、それに伴う条ずれの修正でございます。

説明は以上でございます。

○議長（内川会長）

只今の事務局からの説明についてご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

ご意見等なければ、I D学園高等学校の学則の変更について認可して差し支えない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

○委員

異議なし

○議長（内川会長）

ありがとうございます。それでは、認可して差し支えない旨答申することといたします。

さくら国際高等学校

○議長（内川会長）

次に、資料4、さくら国際高等学校について事務局から説明をお願いいたします。

なお、この事項につきましては、戸枝委員が本諮問事項に関わる関係者となっております。私立学校法第15条及び本審議会運営規則第10条により、審議会委員は自己に関係する学校の議決に加わることができませんので、しばらくご退出をお願いいたします。

<戸枝委員 退室>

○事務局（丸山課長）

それでは、資料4、さくら国際高等学校についてをご覧ください。こちらも広域通信制課程にかかる学則の変更でございます。

1 変更理由は大きく5点の変更でございます。こちらも後ほど変更内容のところでは具体的な内容についてご説明をいたします。

2 学校概要の（3）教育区域は長野県以下35都府県となっております。

（4）位置ですけれども、この学校の本校は上田市手塚1065番地、（5）開設時期から（7）収容定員まではご覧のとおりでございます。

今回申請している学則の変更時期でございますけれども、2ページの3変更時期に記載のとおり基本令和7年4月1日でございますが、一部事情により令和6年4月1日または令和6年9月1日に遡っての変更とするものがございます。

次に、2ページの4変更内容をご覧ください。

大きく5点ございます。まず1点目は、（1）教育区域の変更、面接指導等実施施設の新設、廃止、それから各施設の収容定員の変更でございます。

まず、(1)教育区域の①教育区域の変更でございますが、北海道を教育区域に追加をいたします。

②教育区域の追加の必要性及び目的でございますが、この学校は、不登校や引きこもりなど様々な課題を抱える生徒たちが社会的自立を果たすための学校として各地域に認知されつつあり、また、全国的に見ても、義務教育期に不登校等課題を抱えた子どもたちは増加傾向であることから、広域の通信制高校に対するニーズはますます高まり、この学校への入学希望者は今後も増加するものと予測されるためとのことでございます。今回、北海道を教育区域に追加し、函館にキャンパスを設置する経緯でございますけれども、その経緯については、その下の追加する区域についてに記載のとおりでございます。

3 ページをご覧ください。③新設する面接指導等実施施設の概要でございますが、先ほど、新たに北海道を教育区域に追加して新設をする函館キャンパスをはじめとする、3 ページの表に記載の 6 カ所の面接指導等実施施設を新設する予定でございます。いずれの施設も面積基準は満たしております。

その一方、④のとおり高円寺キャンパスと市川キャンパスを廃止いたします。

続きまして、4 ページの⑤のとおり 教育区域の追加などによりまして、収容定員を 2,800 人から 3,200 人に増員をする予定でございます。

⑥各施設の収容定員の変更ですけれども、こちらにつきましては 9 ページをご覧くださいと思います。9 ページにさくら国際高等学校の面接指導等実施施設の新旧対照表が載っております。右側が旧で現在の面接指導等実施施設となり、左側が新の令和 7 年 4 月 1 日以降の函館キャンパスと 6 面接指導等実施施設を追加し、市川・高円寺キャンパスを廃止した一覧となります。一部の面接指導等実施施設については場所等の変更はなくとも収容定員を変更しているものがございます。収容定員の総数が、右側では 2,800 人ですが、左側では 3,200 人ということになります。

続きまして、変更内容の 2 点目ですけれども、4 ページの中ほど、(2) 一部面接指導等実施施設における名称変更、増床、移設でございます。

①の新潟キャンパスの増床、②秋田キャンパスの移設、③くまもと合志キャンパスの名称変更及び移設、④富山キャンパスの移設ということで、それぞれ名称変更あるいは移設、それに伴う収容定員の変更を行う予定でございます。なお、移設後の施設はいずれも面積基準を満たしております。

ただ、このうち③くまもと合志キャンパスの名称変更、それから移設時期が令和 6 年 4 月 1 日となっております。また、④富山キャンパスの移設時期が令和 6 年 9 月 1 日からということになっております。いずれも今回遡っての適用の申請でございますけれども、経過につきましては、別冊認可申請書(抜粋)のさくら国際高等学校の資料 4 の 38 ページをご覧くださいと思います。

経過について学校法人側からの説明でございます。まず、1 くまもと合志キャンパスの名称変更と移設の経緯についてですけれども、まず、経営者が変わったことについて本校に報

告がなく、新しい経営者の方で2024年4月に教室を移設し、その移設後に本校に移設した旨の連絡があったということでございます。最後のところに記載がありますが、生徒が不利益を被らないようにするため、2024年4月からの遡り適用ということで申請をしたということでございます。いずれにしましても、その法人本部への情報共有が失念されており、分かった時には令和5年度の審議会の申請時期を経過していたということが事情でございます。この件につきましては、今後の対応方針等のところに記載がございますが、学校法人本部の職員がこの施設を訪問指導し、また他のすべての連携施設に同様な事案が発生しないよう周知をしたということで再発防止を図っているところでございます。

それからもう1点ですけれども、富山キャンパスの移設についてですが、2023年10月に新キャンパス用の建物を購入し、その後、内装工事に着手したものの、完成時期が大幅に遅れてしまい、新キャンパスが完成した時には令和5年度の審議会の申請時期を経過してしまっていたとのことでした。こちら、生徒・保護者が不利益を被らないようにするため事後申請を行ったとのことでございます。今回、いずれのキャンパスにおきましても、生徒がすでに新しいキャンパスで学習していること、また面積基準を満たしていることなどを勘案しまして、事後的ではございますが、いずれも申請の方は認めたいと考えております。

続いて大きな変更内容の3点目、(3) 学習等支援施設の新設及び廃止でございます。こちらは、5ページから6ページにかけて記載の19施設を新設する一方で、6ページの②に記載の10施設を廃止するものでございます。③に記載の1箇所の学習等支援施設については、施設名称を変更するという内容でございます。

これらを含めました学習等支援施設の全体的な状況につきましては、この資料の10ページでございます別紙2のとおりです。10ページから11ページにかけまして、学習等支援施設の一覧表になっております。先ほどと同様、右側が旧ということで現在の学習等支援施設、左側が新で学則変更後の学習等支援施設の予定でございます。

次に大きな変更内容5つのうちの4点目、(4) 生徒納付金の変更でございますが、先ほど申しあげました市川キャンパスの廃止に伴って、市川キャンパスの納付金に関する記述を削除するものでございます。資料の12ページ、別紙3、同じように右側が旧、左側が新となっておりますが、右側の旧の1番下に通学型市川キャンパスとあるところ市川キャンパスが廃止になりますので、ここを削除する変更でございます。

最後に、変更内容のうちの5点目、(5) 教職員組織の変更でございます。変更内容は、この新旧対照表の新の方のアンダーラインにありますとおり、これまで1名であった教頭を1名以上ということで複数体制を敷けるようにするものでございます。理由としますと、在籍生徒数が、今回の学則の変更申請を認めると、令和7年度には収容定員が3,000人を超えるということで、1名の教頭がすべての業務を行うことが難しくなり、きめ細やかな教育体制を維持するために本校担当と各施設担当に分担する必要が生じたことなどに伴う変更でございます。

以上、さくら国際高等学校の学則変更内容について、大きく5点ご説明をいたしました。

○議長（内川会長）

ただ今の事務局からの説明についてご意見、ご質問ございましたら、ご発言をお願いいたします。では、小林委員、お願いします。

○小林委員

事務局に確認です。6ページの廃止する学習等支援施設について、結構な数がございませうけれども、在籍していた生徒についてはどのような形で対応が行われ、廃止されるということになるのでしょうか。

○事務局（丸山課長）

小林委員から質問のありました廃止する学習等支援施設等に在籍する生徒への対応でございますが、隣接する施設等への転籍により対応予定とお聞きをしております。

○議長（内川会長）

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。他にご意見等なければ、さくら国際高等学校の学則の変更について認可して差し支えない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

○委員

異議なし

○議長（内川会長）

はい。では、認可して差し支えない旨で答申することといたします。戸枝委員はお戻りください。

<戸枝委員 入室>

松本国際高等学校

○議長（内川会長）

では次に、資料5、松本国際高等学校について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（丸山課長）

それでは、資料5、松本国際高等学校についてをご覧ください。広域通信制課程にかかる学則の変更でございます。

1変更理由ですけれども、2点の変更でございます。こちらも後ほど変更内容のところでも具体的な内容についてはご説明をいたします。

2 学校概要の（3）教育区域は記載のとおり、長野県以下 17 都府県でございます。（4）位置は松本市村井町南 3 丁目 6 番 2 5 号、（5）開設時期から（7）学則定員までは記載のとおりでございます。

今回申請している学則の変更時期は、3 変更時期のとおり令和 7 年 4 月 1 日でございます。

2 ページをご覧ください。4 変更内容でございますが、先ほどのとおり大きく分けて 2 点でございます。

1 点目は（1）既存面接指導等実施施設の閉鎖、一部施設の定員の変更、教育区域の変更及び収容定員の変更でございます。

まず、①閉鎖する面接指導等実施施設は記載の 2 施設でございます。この 2 施設については、現在、在籍生徒はいない状況でございます。

次に、②一部施設の定員の変更でございますけれども、2 つの面接指導実施施設で表のとおり定員を減じます。これも実態とすると、現在の収容定員に在籍人員が達していないということで、定員を減じます。

それから、③教育区域の変更でございますが、先ほどご覧いただいた仙台面接指導施設の閉鎖に伴いまして、宮城県内に面接指導等実施施設は無くなるため、宮城県を教育区域から削除をいたします。茨城県については、他に面接指導等実施施設が今回廃止する常総面接指導施設以外にもございますので、引き続き教育区域のままでございます。

以上の変更に伴いまして、④のとおり収容定員の総数を 1,200 名から 1,156 名に減じる変更になります。

続きまして、変更内容 2 点のうち 2 点目でございますが、（2）面接指導等実施施設及び学習等支援施設の錯誤の修正についてでございます。

①経過をご覧いただきますと、昨年、令和 5 年 6 月 30 日付で、松本国際高等学校から広域の通信制課程にかかる学則の変更認可申請がございました。この申請では、既存の上田学習等支援施設を閉鎖し、その施設を上田面接指導施設として新設する旨の変更申請であったため、昨年度の審議会でお諮りし、10 月 30 日付で認可したところでございます。その後、松本国際高等学校から申請内容に誤りがあった旨の報告があり、今回はその錯誤を修正するための学則の変更を行うものでございます。

昨年度の申請における錯誤は 2 点ございます。まず 1 点目は、継続して運用している上田学習等支援施設を誤って閉鎖ということで削除していたこと。2 点目は、件の上田面接指導施設は、新たな住所地に新設をされていたにもかかわらず、元々あった上田学習等支援施設を面接指導等実施施設に変更するというようにしていたこと。以上 2 点でございます。

このため、今回の学則変更でその錯誤を是正するため、まず②のとおり上田の面接指導施設の住所、面積の修正を行いますとともに、③のとおり継続して存在している上田学習等支援施設について再度学則に追加を行うものでございます。

なお、上田の面接指導施設については、今回の正しく直す申請の場合、新しい場所に設置

をすることになりますので、改めて通常の面接指導等実施施設の新設の際と同様の審査を行い、面積基準などを満たしていることを確認しております。

説明は以上でございます。

○議長（内川会長）

只今の事務局からの説明についてご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。小林委員、お願いします。

○小林委員

2 ページの（１）②の定員の変更の部分ですけれども、一般的には定員の変更であればある程度現在員と乖離が生じてきた場合に変更すると思うのですけれども、こうやって55人から54人へ変更というような小規模な定員の変更にどういった意図があるのでしょうか。

○事務局（丸山課長）

今回の定員変更についてですけれども、仰るとおり例えば1人ですとか8人という数人規模の変更の意図は、現状が面接指導等実施施設としての基準面積を満たさないために定員を減じる必要があるというのが理由でございます。面接指導等実施施設は、施設によって収容する生徒定員に応じた面積が必要なのですけれども、今回、定員を減じる面接指導等実施施設については、様々な事情によりまして、この既存の収容定員における基準面積に満たなくなるということで、基準面積に合わせて収容定員を減じるものでございます。

○議長（内川会長）

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。他にご意見等なければ、松本国際高等学校の学則の変更について認可して差し支えない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

○委員

異議なし

○議長（内川会長）

はい。では、認可して差し支えない旨で答申することといたします。

以上で本日予定された諮問事項の審議は全て終了いたしました。

長野県私立学校審議会運営規則の改正

○議長（内川会長）

続きまして会議事項（２）長野県私立学校審議会運営規則の改正について事務局から説明

願います。

○事務局（丸山課長）

それでは会議事項（2）長野県私立学校審議会運営規則の改正についてご説明をいたします。

1 改正趣旨でございますけれども、こちらは令和7年4月1日施行の私立学校法の改正に伴う、いわゆる条ずれの修正になります。該当するこの審議会運営規則の条文は第10条になります。

新旧対照表をご覧ください。記載のとおり右側が現行、左側が改正案でございます。改正の適用ですけれども、令和7年4月1日を予定しております。

改正内容ですが、運営規則の第10条で現行をご覧くださいますと、現在、委員が私立学校法第15条に掲げる事件について云々と記載がございますが、法律の改正に伴いまして、同じ内容の条文が13条に変更になっております。改正案のとおり、この審議会運営規則の引用している法律の条文を変更するという内容でございます。

ちなみに、運用している法律の条文が何かということにつきましては、1ページ目の2根拠条文にありますとおり「私立学校審議会の委員は、自己、配偶者もしくは三親等以内の親族の一身上に関する事件または自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人もしくは第152条第5項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない」となっております。この条文がこれまで私立学校法第15条だったのが第13条に改正されたことに伴う審議会運営規則の改正でございます。

説明は以上でございます。

○議長（内川会長）

では、本改正案についてご意見、ご質問がございましたら、ご発言お願いいたします。特に発言がないようでしたら、本案のとおり運営規則を改正することとしてよろしいでしょうか。

○委員

異議なし

○議長（内川会長）

では、本改正案のとおり、運営規則を改正することといたします。

学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準の一部改正

○議長（内川会長）

次に、会議事項（3）その他のア学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（丸山課長）

報告事項 1 学校法人等の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準の一部改正案についてをご覧いただきたいと思います。

1 改正の主旨ですけれども、先ほどと同様に私立学校法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

2 主な改正の内容ですけれども、資料に記載のとおり役員等に関する規定の改正と私立学校法の改正に伴う条ずれの修正でございます。審査基準の全文は次の 2 ページ以降に記載がございます。また、5 ページ目に新旧対照表もございます。

ア役員等に関する規定の改正につきましては、これまで審査基準に書いてある内容が法律で定められたので、重複を避けるため審査基準の同様の記述を削除したものでございます。

それから、イにつきましても今回法律が改正されたことによりまして、審査基準と齟齬が生じる部分について削除するというところでございます。

いずれも適用時期は法律の改正、法律の施行時期と同様の令和 7 年 4 月 1 日からとなります。

説明は以上でございます。

○議長（内川会長）

ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは次の事項に移ります。

私立学校等の設置等に関する審査基準及び通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に関する審査基準の一部改正

○議長（内川会長）

次に、会議事項（3）その他のイ 私立学校等の設置等に関する審査基準及び通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に関する審査基準の一部改正について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（小林私学振興係長）

それでは、事務局より、私立学校等の設置等に関する審査基準及び通信制高等学校通信教

育連携協力施設の設置認可に係る審査基準の一部改正についてご説明させていただきます。

まず、この審査基準についてでございますが、学校の設置認可等にあたりましては、学校教育法をはじめとする法令のほか、一定の基準を設け、より適切な審査が行えますよう、本県では、私立学校等の設置等に関する審査基準は平成 5 年に制定をしており、通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可にかかる審査基準は令和 4 年に制定し、両基準について運用をしてきたところでございます。これらの審査基準につきましては、時代の流れに応じましてその都度制定、改正を行ってきております。

近年増加傾向にある通信制高等学校の学校数、生徒数に対し、より良い高等学校通信教育の質の確保、向上を図る観点から、今回、その設置認可の際に所轄庁において、特に確認をしていくことが望ましい事項を改めて整理を行うという形で基準の改正を現在考えているところでございます。

とりわけ、昨年度、令和 5 年 11 月に文部科学省におきまして、全国的にも増加傾向にあります通信制高等学校に対し各所轄庁が設置認可を行う際の標準的な例として、通信制課程にかかる私立高等学校の認可基準、通称標準例が策定されております。今回の改正に関しましては、この標準例の内容を踏まえまして整理を行っているものでございます。

1 改正の主旨でございます。本県で制定している私立学校等の設置等に関する審査基準及び通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可にかかる審査基準について、通信制高等学校及び通信教育連携協力施設の設置認可にあたり、所轄庁として確認すべき事項を明確にするため、所要の改正を行うものでございます。

2 主な改正の内容でございますが、先ほど申し上げました、昨年度、文部科学省において策定されました通信制課程にかかる私立高等学校の認可基準標準例の内容に準じまして、各審査項目の追加改正を行ってまいりたいと思います。

県民の学び支援課で検討しました主な改正内容は、2 に記載のとおりでございます。2 ページ目に具体的な制定の目的、理由、その案文、考え方を一覧表の形式で記載してございますので、そちらをご覧くださいと思います。

まず、私立学校等の設置等に関する審査基準についてでございますが、1 項目目、適正な施設設備の整備につきましては、文部科学省の標準例を参考に通信制高等学校が想定する教育課程に沿った施設設備を認可申請の際には備えておくことを本県基準にきちんと明記する形で改正を考えているところでございます。

また、2 項目目、教育区域の適正な設定につきましても、同様に文部科学省の標準例を参考にして設置する通信制高等学校が適切な立地や施設規模になっているか、生徒に対する指導体制が現実的、効果的な形で整えられているかどうか、設置を希望する他都道府県の意向をきちんと考慮しているかといった点を確認できるよう、基準内容を改正することを考えております。

次に、3 項目目、教職員の適正配置でございますが、こちらも設置される通信制高等学校が生徒 1 人 1 人の状況に応じた指導体制や教育環境の構築が行われているか、しっかりと

確認を行うために、改めて基準への明記を考えているところでございます。

続きまして、通信制高等学校通信教育連携教育施設の設置認可にかかる審査基準についてでございますが、1項目目、通信制教育連携協力施設の必要性につきましては、施設設置の必要性や定員設定の根拠等を資料として提出させることにより、生徒数の動向や他都道府県の意向を踏まえた適切なニーズ把握に基づく申請になっているかを所轄庁としても確認できるよう、改めて基準に明記させていただくものでございます。

2項目目、面接指導等実施施設における体制整備につきましては、当該施設に在籍する生徒の教育の質を適切に確保することを目的としまして、面接指導等実施施設を設ける場合は、原則として実施校と同等の水準を備えることを要件とするよう基準に明記するものでございます。

3ページ目をご覧ください。3項目目になりますけれども、面接指導等実施施設における施設整備につきましては、当該校が想定する教育課程に沿った施設整備を、認可申請の際には面接指導等実施施設においても同様に備えておくことを本県基準に明記するものでございます。

4項目目、学習等支援施設の学則への記載についてでございますが、教育の質が適切に確保されていることが確認できますよう、学習等支援施設に在籍する生徒が 添削指導、面接指導、試験を受ける面接指導等実施施設等がどこにあるのか、きちんと学則上に明記させるよう基準を改正するものでございます。

最後に、5項目目その他でございますが、先ほど申し上げました私立学校等の設置に関する審査基準及び通信制高等学校通信教育連携教育施設の設置認可に係る審査基準ともに、改正私学法の施行と合わせまして、令和7年4月1日より適用する予定でございます。

4ページ目から8ページ目までにつきましては、私立学校等の設置等に関する審査基準の改正後の全文と新旧対照表、9ページ目から14ページ目までにつきましては、通信制高等学校通信教育連携協力施設の設置認可に係る審査基準の改正後全文と新旧対照表となっております。

以上の改正案は、私立通信制高等学校の設置を制限するものではなく、あくまで通信制高等学校に在籍する生徒に対する教育の質の確保と向上を目的としているものでございます。委員各位におかれましては、何卒ご理解いただければと思います。

最後に、今後の流れでございます、本日この場でいただきましたご意見を参考に内容を精査した後、県内で通信制高等学校を所管する私立学校の設置者の皆様にも改正案の意見をお伺いした上で、審査基準の改正をしまいたいと考えております。

説明は以上です。

○議長（内川会長）

では、これについてご意見、ご質問がございましたら、ご発言お願いいたします。小林委員お願いいたします。

○小林委員

秋に開催された全国大会にて私の方で担当させていただいた件に関しますので、一言だけ要望として申し上げたいと思います。

特に資料の 2 ページ目、私立学校等の設置に関する審査基準の通信制高等学校の教育区域についてという部分がございますが、大部分は認可庁である長野県がある程度の確認作業を行った上で判断されると思うのですけれども、この 6 (2) については各都道府県で相当認識の差があるということを勉強させていただきました。

よって、これをどのように運用していくかということは生徒たちを守る上で非常に大きなハードルだと思いますので、ぜひ、認可庁同士が緊密に連携を取り合っただけでなく、しっかりとした基準を担保するような仕組みを作っていただきたいと思います。教育区域となった自治体において、簡単に新設したり廃止したりが起こっていることを不安に思う関係者の意見が相当強かったように受け止めました。

そんなことも含めて、ぜひ今後に向けてしっかりとした仕組みを長野県と他の都道府県でよく議論して作っていただきたいなど、そんなように思いました。

○事務局（丸山課長）

小林委員から今ご意見いただきまして、ありがとうございます。

只今小林委員からお話ありましたように、10 月に長野市内であった全国私立学校審議会総会で行われた 3 つの専門部会のうちの 1 つで、やはりこの通信制高等学校の問題が非常に大きく取り上げられております。また、その総会の場において、他県の私立学校所管課の皆様とも一部交流が図れたところもございますので、今回いただいたご意見も踏まえまして、またご意見なりを聞く機会なども設けてまいりたいと思います。

また、今回改正案の参考にしているのが、文部科学省が作成をした標準例でございますが、同じ標準例のはずである一方、小林委員ご指摘のとおり、都道府県によってかなり解釈の差があり、それを少し統一しなければいけないのではないかというようなご意見も総会の場であったことも事実でございますので、引き続き、標準例を作成した文部科学省にも、その意図をきちんと確認をして進めさせていただきたいと思います。

○議長（内川会長）

他にご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ここで休憩を取りたいと思います。では、15 時まで休憩にいたします。

<休憩>

○議長（内川会長）

それでは、次の会議事項（3）その他のウ私立学校の開校後の状況について、事務局から

のご説明をお願いいたします。

○事務局（丸山課長）

私立学校の開校後の状況については、複数校ございますので、一括してご報告させていただきたいと思っております。

インターナショナルスクールオブ長野小学部

報告事項 3 のインターナショナルスクールオブ長野小学部の開校後の状況についてをご覧いただきたいと思っております。

学校概要はご覧のとおりでございます。こちらは5開校年月日にありますとおり、令和4年4月に設置された小学校でございますので、開校3年目になります。

1 児童数の状況につきましては、●●●●でございます。

2 教職員の状況をご覧いただきますと、当初計画していた体制より教諭の数が少なくなっております。これは昨年度の審議会でもご説明申し上げましたが、設置認可申請時に本来講師とすべきところを誤って教諭として申請してしまったということで、実際は、教諭と講師差を合計していただくと0になりますように計画どおりの配置ということでございます。

2 ページをご覧ください。3 教育の特徴でございます。この小学校は、国際バカロレア認定校として、プライマリー・イヤーズ・プログラムと学習指導要領に基づいた教育を実践されております。また、インターナショナルスクールとして、外国人教員により日常的に英語を使った環境で授業が行われているという特徴がございます。近隣の公立学校との交流や公民館の活動への外国人スタッフの講師派遣など、地域との交流を積極的に行っており、来年度も引き続き行っていく予定とのことでございます。

4 収支決算でございますが、●●●●でございましたが、初年度からの改善点として、人件費については、教職員の適正配置や支出を整理しつつ抑えることができたとのことでございます。また、新入学及び転入学による児童の増を目的として、海外からの問い合わせや見学対応、帰国子女の受け入れ対応に加えて、イベントへの出展や雑誌への掲載といった広報活動に力を入れているということでした。

収支を安定させていくため、引き続きそうした広報活動の予算を確保していくことや、日本私立学校振興共済事業団で取り扱っている制度の利用を含め、個人や企業からの寄付をより募れるよう体制を整えていきたいということでございます。

さやか星小学校

続きまして、報告事項 4 さやか星小学校開校後の状況についてご報告いたします。

学校の概要は記載のとおりでございます。5開校年月日にございますとおり、こちらは今

年の4月に設置をされた小学校でございます。開校1年目でございます。

1 児童数の状況については、●●●●なっております。開校以来、地域社会との連携を強化しながら、対面・オンラインを合わせて複数回の学校説明会や学校関係者向け学校公開日を開催しているほか、授業内容の様子が具体的に分かるよう、授業風景の写真を添付してSNS等で定期的に情報発信して児童数の確保に努めているとのことでございます。

2 教職員の状況をご覧くださいと、専任教諭は計画より1人減となっておりますが、全体的には充足しているとのことでございます。また、特別支援教育、ICT活用、行動分析学など多様な専門性を持つ教員が、それぞれの専門分野を生かし、行動分析を用いた支援プログラムやICTを活用した事業が実践されており、チームによる共同により安定した運営を行えているとのことでございます。

2 ページをご覧ください。3 教育の特徴でございますが、この学校は、行動分析学に基づくインクルーシブ教育とICTを活用した個別最適化学習を軸にカリキュラムを実施しております。加えて、児童1人1人、能力に応じてよりきめ細やかな個別最適な学習を実現するため、専修学級を設置し、異学年で個別の強化学習等を実施しております。また、地域社会との連携により、多様な学習リソースの共有、地域イベントへの積極的な参加、地域の方々を招いた学校主催イベントの開催などを徐々に進めているとのことでございます。

4 収支決算ですが、●●●●ということでした。今後につきましては、首都圏へのPRに一定の効果が見られているとのことで、今後さらに志願者が増えることを期待しているとのことございました。また、中長期的には、同一法人が運営する幼稚園の卒園児の入学が安定的に一定程度見込まれるとのことございました。

サミットアカデミーエレメンタリースクール佐久

続きまして、報告事項5 サミットアカデミーエレメンタリースクール佐久の開校後の状況について報告をいたします。

学校概要に記載のとおり、こちらも今年の4月に設置された開校1年目の小学校でございます。

1 児童数の状況については、●●●●でございます。

2 教職員の状況でございますけれども、申請時の計画より多くの児童が入学したことから、計画より教諭を4名多く採用し、充足しているとのことでございます。

2 ページをご覧ください。3 教育の特徴ですけれども、この学校は英語で教科指導を行うイマージョン教育を実践されているということで、その実施割合ですが、1・2年生については6割程度、3年生以上については3割程度ということです。加えて、ホームルームの担任には日本人教諭とともにインターナショナルティーチャーを配置しているとのことでございます。また、イマージョン教育のほかに、体験的、教科横断的な学習を重視しており、地域の協力や保護者ボランティアによる絵本読み聞かせの会など、保護者や地域と共同し

て児童を育てていく芽が育ってきているとのことでございます。

4 収支決算ですけれども、●●●●でございます。今後については、光熱水費や物価高騰の影響、教職員の待遇改善も必要なため、教材及び学習環境の充実を図りながら学納金の見直しも検討していく予定とのことでございます。

サミットアカデミーエレメンタリースクール長野

続きまして、報告事項 6 サミットアカデミーエレメンタリースクール長野の開校後の状況についてでございます。

こちら学校概要に記載のとおり今年の 4 月に設置された開校 1 年目の小学校でございます。

1 児童数の状況につきましては、●●●●でございます。来年度に向けましては、入学試験を 3 回実施し、少なくとも今年度並みの入学者確保を目指しているということでございます。

2 教職員の状況ですけれども、教職員の確保は順調で、申請時の計画より教諭 2 名、事務職員 1 名多く充足している状況ということでございます。

2 ページをご覧ください。3 教育の特徴ですけれども、先ほどのサミットアカデミーエレメンタリースクール佐久と同様に、英語で教科指導を行うイマージョン教育を実施しており、こちら長野の方は、その実施割合は 6 割程度ということでございます。佐久と同様、ホームルーム担任には日本人教諭とともにインターナショナルティーチャーを配置しているということでございます。

4 収支決算ですけれども、●●●●でございます。今後については、入学者数を確保できるよう、募集について説明会の開催時期や内容、周知方法等を見直していくこと、また、同じ時期に開校した同一法人運営の他校と同様に、教材及び学習環境の充実を図るため、学納金の見直しも検討していく予定ということでございます。

サミットアカデミーセカンダリースクール長野

続きまして、報告事項 7 サミットアカデミーセカンダリースクール長野の開校後の状況についてをご覧ください。

学校の概要に記載のとおり今年 4 月に設置をされましたが、この学校はセカンダリースクールということで中等教育学校になります。開校 1 年目の中等教育学校でございます。

1 生徒数の状況については、●●●●でございます。来年度に向けては、従来の教科入試に加えて、志願する生徒と保護者が教育理念をより理解してもらえるよう、受験生に事前課題を与えて、入試当日はその課題についてプレゼンテーションを行う探求型入試を導入しているとのことでございます。

2 教職員の状況ですけれども、専任予定だった教諭 2 名について、同一法人が運営する他の学校と兼任となったため、計画時よりも専任、兼任の内訳の変更はございましたが、事務職員等は 1 名多く、教職員は充足しているということでございます。また、日本人・インターナショナルティーチャーの 2 名の担任が中心となり、すべての教員が自分の担当教科だけでなく、ホームルームなどのクラス活動に参加し、様々な場面で積極的に生徒たちやクラス運営に関わっているということでございます。

2 ページの 3 教育の特徴をご覧いただきたいと思います。この学校の特徴の 1 つである「英語のシャワーを浴びる」ことについては、生徒が積極的に英語を使う場を増やすために、週 4 日、7 時間目として英語を使って探究的な活動を行う時間を設けており、英語の授業と合わせると週 12 時間程度の英語を活用する時間が取れているということでございます。また、もう 1 つの特徴である探究的な学びについては、各教科において、教師が一方的に知識を教え込むのではなく、教師はファシリテーターとしての役割に徹し、生徒が主体的に学ぶことができるような授業をすることを意識しており、生徒が新しいことに挑戦し、その成果を実感することができた場面も多く見られるということでございます。

4 収支決算ですけれども、●●●●でございます。今後については、入学者数を確保できるように、募集について説明会の開催時期や内容、周知方法等を見直していくことや、先ほどの説明とも重複しますが、同じ時期に開校した同一法人運営の他校と同様に、教材及び学習環境の充実を図るため、学納金の見直しも検討していく予定とのことでございます。

大日向中学校

続きまして、報告事項 8 大日向中学校の開校後の状況についてをご覧ください。

この大日向中学校ですけれども、概要に記載のとおり令和 4 年 4 月に南佐久郡佐久穂町にある同一法人が運営する大日向小学校に併設する形で開校した中学校で、今年で 3 年目になります。

1 生徒数の状況については、●●●●でございます。ただ、内部進学の数が増えてきており、次年度も徐々に生徒数は増加する見込みということでございます。

2 教職員の状況でございますが、少人数による教科指導や個別支援のため、教諭を申請時の計画より 2 名多く配置できており、生徒数に対しての教職員の数は十分であるということでございます。

2 ページをご覧ください。3 教育の特徴でございますけれども、この中学校ですが、開校 3 年目となり、小学校と同様にイエナプランの理念を基盤に置いたカリキュラムが定着してきているということでございます。一部の教科を除いて、学年を超えた異年齢集団での学習、自由進度学習に加え、教科の探求学習や教科を超えたワールドオリエンテーション、総合学習など、複数の教育手法を組み合わせた授業を実践されているということでございます。今後は、授業担当者の役割を明確にしつつ、中学校としてのイエナプランの学びを発展させて

いくことが課題であり、令和 8 年度開校予定の同一法人が現在申請中の中等教育学校開設に向けて、前期課程にあたる中学校カリキュラムが安定するように、教職員一丸となって取り組んでいくということでございます。

4 収支決算ですけれども、●●●●でございます。来年度は生徒数が増加見込みであり、また、令和 8 年度は中等教育学校が開校するタイミングで納付金の見直しに取り組む予定であり、今後も収支の均衡を目指し、●●●●を進めていく予定ということでございます。

長野俊英高等学校（通信制課程）

続きまして、報告事項 9 長野俊英高等学校通信制課程開校後の状況についてをご覧ください。

こちらの通信制課程ですけれども、概要に記載のとおり、開校 3 年目になります。

1 生徒数ですが、●●●●でございます。

次に、2 教職員数ですけれども、兼任教諭が 1 名増となっております。

3 教育の特徴等でございますけれども、生徒の個人的な関心に根差した探求を「俊英の時間」として総合的な探求の時間の一部として認めているということでございます。また、常時、教員 3 名、事務職員 1 名による自由登校日の学習指導、進路指導、学校生活相談に対応できる体制となっており、スクーリング日には 4 人から 6 人まで増やした体制を敷き、手厚い体制で教育活動に当たっているということでございます。全日制と兼任の教員がスクーリングを受け持っているため、生徒の特性を理解しており、教師と生徒と良好な関係が保たれ、丁寧な学習指導が行われているということです。また、スクーリングに出られない、レポート提出が遅れているといった生徒には生徒個々の特性を見極めた学習方法を提案しているとのことで、例えば、保護者同伴でなければ登校できない生徒には保護者同伴のスクーリング受講を認めているということでございます。このほか、進路相談や面接指導を随時行うことにより、卒業後は大学から就職まで幅広い進路実現ができているとお聞きをしております。

4 収支決算の状況ですが、●●●●でございます。今後も、通信制課程が広く認知されるために広報活動を一層活発に行い、安定した経営のためにも、申請時に示した計画達成に向け努力を行っていきたいということでございます。

長野日本大学高等学校（通信制課程）

続きまして、報告事項 10 長野日本大学高等学校通信制課程開校後の状況についてをご覧ください。

長野日本大学高等学校通信制課程は、令和 5 年 4 月の開校で 2 年目になります。

1 生徒数ですけれども、●●●●でございます。

2 教職員数については、開校科目を増やすため、計画よりも兼任教員を多く配置をしています。

次に、3 教育の特徴でございますが、開講科目数は全日制並みに揃えているということでございます。また、面接指導のための登校を週1回定めて様々なニーズに対応し、来年度からは月1回の面接指導とネットサービスを用いた進捗管理を行うネットコース及びアントレプレナーシップ教育に特化した探求コースの開校も予定されております。教諭は全日制での指導経験豊富な方が多いため、生徒対応については非常に柔軟であり、運営についてはスムーズであるということです。一方で、諸事情がありどうしても面接指導に参加できず個別対応が必要とされる生徒への対応について、全日制と通信制を兼任している共有の時間割調整などで困る場面もあったため、来年度に向けては、通信制選任者の増加や、兼任教員の場合も通信制との時間割が調整しやすいような工夫を行いたいということでございます。また、教務支援システムの導入を進めており、来年4月より本格的に運用していく予定とお聞きをしております。

4 収支決算の状況でございますが、●●●●でございます。今年度実施した説明会への参加人数は前年から倍増している状況などから、●●●●でございます。

ステップ高等学校

続きまして、報告事項11 ステップ高等学校の開校後の状況についてをご覧ください。

こちらの学校は、概要に記載のとおり令和4年4月開校の3年目の学校になります。

1 生徒数ですが、●●●●になっております。

2 教職員数ですけれども、令和5年度は教諭等について学則上充足しなければならない状況に対して十分に配置されていない状態となっております。本年12月1日現在では教職員は未充足の状況でございますが、学校長、副校長、教諭、養護教諭については、候補者の採用の目途が立ったため、令和6年度中には配置不足の状態は解消される見込みとのことでございます。また、学則上配置が規定されている非常勤講師、スクールカウンセラー、事務職員についても、法人としては今年度中に充足させる意向でございます。

3 収支決算ですが、●●●●になっております。なお、光熱水費等の必要経費については、●●●●でございます。

4 設置者についてでございます。この学校の設置者は学校法人信州長野学園であり、今年の11月まで理事、評議員ともに未充足の状況が続いておりましたが、本年11月に定足数を満たし、今後の学校再開に向けた検討へ法人として着手し始めたというように報告を受けております。

最後に、5 今後の方針についてでございます。いまだ教員体制が未整備であったり、学校収支に改善を要する点はあるものの、適正な学校運営に向けて改善していこうとする傾向が見られることから、引き続き状況を注視するとともに、適正な運営改善に向けた指導を継

続し、その状況についてこの私立学校審議会に報告をしております。

白馬インターナショナルスクール

続きまして、報告事項 12 白馬インターナショナルスクールの開校後の状況についてをご覧ください。

この学校、学校概要に記載のとおり今年の 4 月開校のため、1 年目の各種学校でございます。

1 生徒数の状況については、●●●●でございます。

2 教職員の状況について、教職員確保は順調に進んでおり、白馬という土地の魅力もあり、また、この学校の特徴的な教育理念に共感して志望する方が多いため、良い人材を選考し、採用することができているということでございます。

次のページをご覧ください。3 教育の特徴でございますが、この学校は 4 つの柱からなる形でございます。1 つ目は、プロジェクト型学習であり、実社会につながる課題の探求を通じて知識やスキルを身につける教科横断型の学習方法でございます。2 点目は、ソーシャル・エモーショナル・ラーニング（社会性と情動の学び）であり、人との関わり方や感情のマネージメントなどの非認知能力を身につけるための学びです。3 点目は、アウトドア教育であり、大自然の中に出て自然との絆を育む中で自然の尊さを学び、生態系の理解を通じてシステム思考を学ぶ教育になります。4 点目は、サステナビリティであり、持続可能な未来を作るため、自分が果たす役割を考え、実行に移す学びでございます。今後は、よりサステナブルな運営を心がけ、コンポスト運営、校舎や寮の断熱改修など、環境に配慮した取組を生徒と教職員が推進していく予定ということでございます。

4 収支決算ですけれども、●●●●でございます。当面、●●●●でございます。なお、●●●●というようにお聞きをしております。

私立学校の開校後の状況について報告は以上でございます。

○議長（内川会長）

では、これについてご質問がございましたらご発言お願いいたします。山岸委員、お願いします。

○山岸委員

さやか星小学校についてなのですが、この所在地ですが、恐らくこの学校は旧青沼小学校の校舎を利用していると思います。今、長野県内で統廃合等で使われなくなっている小学校、中学校等が出てきているわけですが、その学校をどう活用するかというのは大変重要な課題だと思います。今後もこのような形で私立の学校に学校を売却または貸与していく場合のあり方というのは、どこかで整理をしておかないと色々な弊害も出てくる

可能性があるかなというように私は考えております。

また、ステップ高等学校の設置者が学校法人信州長野学園となっておりますが、この信州長野学園の所在地を調べさせていただいたところ、場所が同じで法人名が違う、専門学校を運営している光和学園という学校法人が同じ番地で所在しておりました。先ほどお話しさせていただいたようにこのステップ高等学校も廃校になった学校を長野市との連携の中で利用していると思うのですけれども、学校のあり方ということを考えた場合に、いくつかの問題が出てくるのではないかなというように感じました。

私立学校審議会の中で開校を認めた以上、やはりその学校を継続していくというのが私は原則だと思うのですけれども、どうしようもない場合ということも視野に入れておこなくてはいけない場面も出てくるのかなというように感じております。

これは回答を求めるといよりは、感想という形で述べさせてもらいたいと考えております。以上です。

○事務局（丸山課長）

山岸委員から貴重なご意見いただきましてありがとうございました。

今、具体的にお話のあった学校等については市町村立の小中学校等ということになりますので、県での例で申しますと、県の施設を活用ですとか処分といった際には、県有財産を活用するための議論をする組織がまた別にございますので、そうしたところで検討が行われております。

市町村立の学校の場合は、それぞれの市町村、自治体の判断もあろうかと思いますが、今、山岸委員が言われる通り、最終的にはその学校を活用して学校開設することについてこの私立学校審議会にお諮りをして答申をいただくという過程がございますので、今後そうした同種の案件がございましたら また慎重にご審議をいただけるものというように思っております。以上でございます。

○議長（内川会長）

そのほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。他にご質問等なければ、（3）その他のウ私立学校の開校後の状況については以上といたします。

全国私立学校審議会連合会第79回総会長野大会の開催報告

○議長（内川会長）

（3）エその他について、前回事務局より発言があった全国私立学校審議会連合会第79回総会長野大会の開催報告について、事務局からのご発言をお願いいたします。

○事務局（丸山課長）

報告事項 13「第 79 回総会長野大会まとめ」についてでございます。また、できましたら専門部会長を務められた委員の皆さんからも、ぜひ一言ずつ頂戴できればと思います。

私立学校審議会は法律に基づいて全国 47 都道府県に同様に設置をされており、その委員により構成されている全国私立学校審議会連合会の第 79 回総会が、只今、内川会長からありましたとおり、今年 10 月 17、18 日の 2 日間にわたりまして、長野市のホテルメトロポリタン長野で行われました。

初日は総会と 3 つの専門部会が行われまして、総会では、開催県を代表して内川会長から全国より参加いただいた各都道府県の私立学校審議会委員及び行政職員に対してご挨拶をいただきました。また、同じ日に行われた専門部会においては、第 1 部会長を山岸委員に、第 2 部会長を倉科委員に、第 3 部会長を小林委員にそれぞれ担っていただき、会の進行取りまとめに非常にご尽力をいただきました。改めまして、内川会長、山岸委員、倉科委員、小林委員には深く御礼を申し上げます。

なお、各部会終了後、夕刻より懇親会が盛大に開かれまして、他県の私立学校審議会関係者との交流を図ることができました。

2 日目ですけれども、長野県立大学の中澤弘子教授から長野県健康長寿と食文化と題し、ご講演をいただきました。その後、初日の各専門部会で議論いただいた内容について、各部会長から発表を行っていただきました。本日は、各専門部会の議論の状況についてご報告いたします。

まず、この報告事項 13 の資料の 1 ページ目ですけれども、第 1 専門部会は、山岸委員に部会長をお務めいただきました。専修学校各種学校関係の部会でございます。

1 つ目の議題は、各分野における適切な学科の設置についてでした。これについては、簡潔にまとめますと、急激な社会情勢の変化により、専門学校に求められる役割の重要性などが再確認をされたほか、地域の実情に即した基準、定義の設定に課題が残ることが確認されたところでございます。

2 つ目の議題は、収容定員と募集定員の乖離についてでした。部会の内容を簡潔に申し上げますと、収容定員に関する何らかの指導助言を行った件数はおよそ 30 件ということでした。まとめにもありますが、専門学校側も定員管理の適正化や収容定員の変更などの自助努力が必要であることが確認されるとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応が求められることも併せて確認をされたところでございます。

次に、第 2 専門部会でございます。第 2 専門部会は倉科委員に部会長をお務めいただきました。こちらは幼稚園、特別支援学校関係の部会でございます。

1 つ目の議題は、学校法人が児童発達支援などを実施する場合の取り扱いについてでした。部会では、各都道府県では文部科学省が令和 3 年に通知した文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて、この通知を参考に判断をしているところが多いことが確認されたほか、今後に向けては、柔軟な制度設計の必要性、あるいは担当部局に相

談を行うなど、行政機関との連携の重要性などの認識が示されたところでございます。

2つ目の議題は、付随事業及び収益事業の取り扱いについてでした。こちらについては、少子化が進む中で各園が様々な子育て支援事業を実施することが多くなると予想されること、また、国、都道府県、市町村の連携や判断基準を明確にし、整理されることが強く望まれるなどの認識が示されました。

続きまして、第3専門部会でございます。こちらは小林委員に部会長をお務めいただきました。小学校、中学校、高等学校関係の部会でございますが、出された議題は3つとも高校の通信制課程に関する議題でございました。

1つ目の議題は、通信制課程にかかる私立高等学校の認可基準、標準例を踏まえた設置基準の変更についてでございました。本日ご議論をいただいた内容でもございます。この議題に関しては、各都道府県の独自の認可基準の策定が各都道府県の指示、指導の根拠となること、また、認可権者としての責任であることが示されるとともに、都道府県のみへの対応に限界があり、文部科学省と連携し、通信制高等学校への継続的な指導監督のあり方について、統一的な解釈や運用ができるよう議論を深めていく必要があることが確認をされました。

次に、2つ目の議題は、広域通信制高等学校が設置する他県に所在する通信教育連携協力施設等に関する指導監督についてでございました。都道府県としては、自分の県の高校生が通う学校、卒業の可否、進路等を把握したいが、県内に所在する他県認可の通信教育連携協力施設に通う自県の生徒数等、実態を把握することが難しい状況であることが共通認識として改めて確認をされました。指導監督については、認可時に設置先の他県の認可基準を逸脱していることが確認された場合の対応について、所在県及び認可県それぞれの権限を整理する必要があることが確認をされました。

3つ目の議題ですけれども、高等学校通信制課程の実態把握及び情報共有に関してでございます。広域通信制高等学校を認可している所轄庁においては、県外施設の実態把握について、書面による調査は可能であるものの、実地調査については限界があるとの回答が多く挙げられました。

以上、3つの議題の議論を踏まえ、通信制を含めた高等学校教育のあり方を整理する必要性や、文部科学省及び所轄庁がどのように管理をするか、例えば、所轄庁による管理が難しいと考えられる巨大な広域通信制については、文部科学省が先導的な役割を果たし、所轄庁による管理を主導していくべきだなどの議論がございました。私からの総括的な報告は以上でございます。

○議長（内川会長）

では、各部会長を務めた委員からも報告をお願いしたいと思います。では、山岸委員からお願いします。

○山岸委員

第1 専門部会ということで、専修学校、各種学校関係の協議をいたしました。この中で、やはり現在、就学支援制度等も活かして無償化の動きで進んでいるわけですが、やはり各専門学校から出された意見では、収容定員の充足率が5割を割るとその枠組みから外れてしまうということが非常に難しくなっているというご意見が出されました。

これは専門学校もそうなのですが、短大それから四年制大学でも結構多くの学校がこの枠組みから外れて、短大と四年制大学の場合には充足率8割というラインが引かれている訳でして、大変厳しいところもあるということでした。しかし、特別な認可条件として、その学校がその地域にとって非常に有益な学校である、または非常に特色を持っているというような場合には、例えば専門学校の場合に、5割未満であっても、県知事が認可することによってその存続は可能であるという事例も報告がありました。

簡単ではありますが、以上であります。

○議長（内川会長）

ありがとうございます。では、引き続き倉科委員からも何かありましたらお願いします。

○倉科委員

第2 専門部会です。基本的にはここに書いてあるとおりでありますけれども、特に幼稚園の中で児童発達支援等の実施に関わる相談ということで、実際のところ実施に関わる部分で付随事業および収益事業の取り扱いという2つ目の議題と非常に密接した関わりがあるため、後半は一緒に話をする協議をするというような形で議論がされておりました。

今後の中でやはり少子化ということで申請が増えているのですけれども、どうしても各自治体、市町村との関わりが多くなってくるので、この付随事業、収益事業の扱いという中で、寄附行為の記載をするのかどうかというのが非常に大きな問題であるという意見が出されたりしました。

今後、少子化の中でこういった事業を扱うことが増えてくるのではないかとということで、できれば文科省の方でもちょっと統一した見解を出してほしいというような声が聞かれました。

以上です。

○議長（内川会長）

ありがとうございます。では、小林委員からも何かございましたらお願いします。

○小林委員

先ほど課長からご説明いただいたとおりでございますけど、一番気をつけた点は課題、つまり「こういうことがあるよ」、「だからこういうことをやる必要があるんだよ」ということ

をしっかり明確に打ち出すということを大切にして報告書をまとめさせていただいたつもりです。したがって、後はどうやってリスクマネジメントしながら、これを実際に見えるものにしていくかということであり、都道府県知事やそれから文科省、そして我々一緒になって前に進めていかなければいけないことだということを改めて明確にさせていただいたつもりですので、また今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（内川会長）

ありがとうございます。他の委員から何かご意見、ご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。では最後に、その他ですが、委員各位から何かご発言等ございましたらと思いますが、いかがでしょうか。

よろしければ、本日予定されていた会議事項は全て終了いたしましたので、事務局にマイクをお返ししたいと思います。

どうも皆様、ご協力ありがとうございました。

○事務局（樋口私学・高等教育振興幹兼課長補佐）

内川会長、大変お疲れ様でございました。

それでは、以上を持ちまして本日の私立学校審議会を終了させていただきます。皆様、大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。